

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

検察官の上告趣意のうち、違憲（二八条違反）をいう点は、実質は、被告人らの本件所為の正当性についての事実誤認、単なる法令違反の主張にすぎず、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、いずれも本件と事案を異にして適切でなく、すべて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年四月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健 一 郎
裁判官	岩	田	誠
裁判官	藤	林	益 三
裁判官	下	田	武 三
裁判官	岸		盛 一